

利害関係人の意見書の主な内容とこれに対する県の見解について

意見書受付期間内(平成20年7月15日～8月4日)に441人から意見書が提出された。その主な内容及びこれに対する県の見解は以下のとおりである。

| 意見書の内容 | 県の見解 |
|--|--|
| <p>① 原子力発電所立地の必要性 山口県に立地する発電所では余剰電力を県外に売電しており、電力不足の状態ではなく、新規に原子力発電所を作る必要性がない。</p> | <p>電源開発は、事業者が、国のエネルギー政策に沿つて最適な電源構成等を勘案し、事業者自らの経営責任において対応されることが基本であり、事業者は自らの経営責任において上関原電計画を計画し、国は平成13年6月に電源開発基本計画に組み入れたところである。</p> |
| <p>② 原電計画の実現性 電源開発基本計画に組み入れられてから7年経っても、原子炉設置許可申請が出せず計画の実現性が疑わしいので埋立は許可しないこと。</p> | <p>上関原電計画については、平成13年の国の電源開発基本計画への組み入れ、環境影響評価書の確定等をもって、事業計画及び炉心の位置、規模、埋立面積等の土地利用計画は確定していることから、埋立免許することは可能である。 原子炉設置許可申請前に埋立免許を行った例 ・ 福島第一発電所1号機 ・ 島根1号機 ・ 伊方1号機</p> |
| <p>③ 原子力発電所の安全性の問題 埋立予定地における活断層の調査は慎重に行われたのか。それに基づく耐震対応は厳しいレベルで施工が予定されているのか。埋立地では液状化も心配で、本件のように放射能汚染という取り返しのつかない事態を招くような施設の建設は認めるべきではない。</p> | <p>原子力発電所の安全性は、国の責任において、原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可等の手続により厳格に審査されるものである。また、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁等については、原子力基本法その他の法律で定めるところにより厳格に対応されるべきものである。 県としては、国の安全審査の段階で、6分野21項目の知事意見に対する国の方針をしっかりとチェックしていく。 一方、公有水面埋立法においては、原子力発電所の安全性ではなく、護岸等の構造物の安全性等、埋立てそのものが、災害防止について十分配慮されているかを審査するものである。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>④ 環境アセスメント これまでの環境アセスメント調査等の過程からすると調査は杜撰で客観的な信頼性が得られない。</p> | <p>環境影響評価法に基づく環境影響評価は、所定の手続を経て、平成13年7月の国の環境影響評価書の確定通知及び同評価書の公告をもって手続を完了しており、最終的に国(経済産業省)の審査を経て確定(承認)されたものである。</p> |
| <p>⑤ 詳細調査との関係 詳細調査は依然として終了しておらず、少なくとも調査終了までは埋立ての審査は進めるべきではない。</p> | <p>埋立免許の審査のうち、護岸等の構造物の安定性・安全性の審査に必要な強度計算の確認が可能なデータは、これまでに実施されたボーリング等による調査に基づき、埋立免許願書に示されている。 なお、現在実施されている「詳細調査」は、原子炉設置許可申請のためのデータ収集を目的とするものである。</p> |
| <p>⑥ 自然の宝庫、貴重な漁場 自然の宝庫であり、貴重な漁場である田ノ浦の海を守るため公有水面埋立を許可しないこと。</p> | <p>埋立免許願書を審査した結果、護岸工事等に際して汚濁防止枠の設置等を行うこと、護岸及び岸壁を適切な規模とすること、埋立て予定地内の小島を保存すること、緑化に当たっては近傍に自生している樹木構成種を用いること等の措置により、環境に及ぼす影響は少ない、または軽減の対策も講じられていることから、環境保全に配慮していると認められる。</p> |
| <p>⑦ 希少生物 原子力発電所を建設するための埋立は、瀬戸内海でもここだけに棲息する希少生物を絶滅に追いやるものである。</p> | <p>事業実施の際の希少生物等への対応については、タイドプール(潮だまり)を保存することや透過堤を設ける等の対策が講じられるなど、環境保全に配慮されている。</p> |
| <p>⑧ カンムリウミズメ カンムリウミズメについて、繁殖期の調査を行わずに影響はないと結論づける調査手法は強引で悪質であり、埋立免許願書にカンムリウミズメに関する記載がないのは問題である。埋立予定地周辺での生態や繁殖地の確認調査を行うべきである。</p> | <p>事業者の調査によれば、これまでのところ埋立に関する工事の施行区域内において、カンムリウミズメの生息や繁殖は確認されていない。また、今後においても、埋立予定地周辺での調査は事業者が行うべきである。なお、これらの状況から、特段の環境保全措置及び環境保全図書への記載は要しないと認められる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>⑨ 漁業補償契約訴訟</p> <p>祝島漁民が起こした漁業権に関する裁判の結論が出る前に、埋立申請を出し、その判断をするといふのはいかがなものか。</p> | <p>公有水面埋立免許に当たっては、「埋立に関する工事の施行区域内における漁業権者の同意」が必要であるが、本件埋立てでは、漁業権者である山口県漁協(四代支店及び上関支店)の同意は得られており、必要な条件は満たされている。</p> |
| <p>⑩ 漁業被害</p> <p>埋立施工区域は一本釣り漁業の主要漁場であり、営漁生活が大打撃を受け、離島で漁業に依拠した生活ができなくなる。</p> | <p>埋立免許願書では、周辺海域の水質への影響度合い、埋立て前後の流況変化が少ないと等から、埋立てが与える影響は軽微であり、水産資源保全に配慮されていると認められる。なお、埋立てにより漁業被害が生じるようであれば、事業者の責任において適切な対応がなされるべきである。</p> |